

管理 No.	問合せ箇所	Q:質問	A:回答
<b>9 ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)</b>			
STP-1	1-2-7	工事基準点の設置について、ネットワーク型RTK-GNSSを用いて設置してよいのでしょうか？	ネットワーク型RTK-GNSSを用いて工事基準点を設置することは可能です。 要領(案)の記載のとおり、工事基準点の設置は「国土交通省公共測量作業規程」に基づいて実施することとなり、作業規程にネットワーク型RTK-GNSSの記載があります。
STP-2	3-5 ステレオ写真測量(地上移動体)の計測精度確認(2) 計測機器の精度確認	『b.事前確認の実施:a.の現場での計測精度の確認以外に、上記と同様の手法で事前確認を実施してもよい。この場合は、計測の実施前の6ヶ月以内に実施した確認結果を別添様式-1にて提出すること。』 上記要領の中に『事前確認を実施してもよい。』という文言がありますが、こちらは現場での精度確認が現場の形状などで難しい場合は、現場で使用する6ヶ月以内であれば実際の現場ではない場所で精度確認試験を行ってOK という理解でよろしいでしょうか。	計測機器導入時の精度確認については、要領P15に記載されている「a. 既知点を用いた精度確認」または「b.事前確認の実施」どちらの方法で精度確認試験を実施して頂いても問題ありません。なお、「b.事前確認の実施」は実際の現場ではない場所で実施して頂いても問題ありません。
STP-3		受注者が自主的に行う日常的な出来形・出来高管理についてもこの要領により実施する必要があるでしょうか？	従来のとおり、受注者が自主的に行う管理については、受注者の任意です。受注者の社内ルール等により実施してください。なお、この要領の使用を妨げるものではありません。